

慶弔に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、慶弔に関し必要な基準を定めることを目的とする。

(結婚祝金)

第2条 職員が結婚するときは、次の結婚祝い金を支給する。支給は1回限りとする。

- (1) 勤続3年未満の者 30,000 円
- (2) 勤続5年以上の者 50,000 円

(出産祝金)

第3条 職員又はその配偶者が子女を出産したときは、次の出産祝金を支給する。

- (1) 第1子 10,000 円
- (2) 第2子以降 5,000 円

2 生後1週間以内に死亡したときは、本条によらず第7条を適用する。

(見舞金)

第4条 職員が疾病にかかったときは、医師の診断書に基づき、次の見舞金を支給する。

- (1) 業務上の疾病で休業1週間以上におよんだとき 30,000 円
- (2) 業務外の疾病で休業満30日以上におよんだとき 20,000 円

(弔慰金)

第5条 職員が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給する。

- (1) 業務上の事由による死亡のとき
 - イ 勤続3年未満の者 100,000 円
 - ロ 勤続3年以上10年未満の者 200,000 円
 - ハ 勤続10年以上の者 300,000 円
- (2) 業務外の事由による死亡のとき
 - イ (1)の半額とする
 - (3) 葬儀に際しては、会長名の花輪もしくは生花を供する。

第6条 職員の父母、配偶者、子及び同居の兄弟、姉妹、祖父母が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給する。

- (1) 配偶者 30,000 円
- (2) 子及び父母 20,000 円
- (3) 祖父母及び兄弟姉妹 5,000 円

(職員及び役員の慶弔基準)

第7条 現役の職員及び役員の慶弔の基準は次のとおりとする。

- (1) 本人が死亡したとき
 - イ 職員 遺族に対して 会長名の弔電 香典10,000円 花輪又は生花を供する。
 - ロ 役員 遺族に対して 会長名の弔電 香典20,000円 花輪又は生花を供する。

(2) 配偶者、子、父母が死亡したとき

イ 職員 職員に対して 会長名の弔電 香典5,000円 花輪又は生花を供する。

ロ 役員 役員に対して 会長名の弔電 香典5,000円 花輪又は生花を供する。

第8条 顧問、参与、元役員の慶弔の基準は次のとおりとする。

(1) 顧問、参与が死亡したとき

遺族に対して 会長名の弔電 香典5,000円 花輪又は生花

(2) 元役員が死亡したとき

総務委員会で審議決定する

(改正)

第9条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の改正は、平成24年11月18日から施行する。(5条)

3 この規則の改正は、平成27年9月27日から施行する。(7条)